

★よくある質問について★

Q 同意書は、必ず提出しないといけないの？

A はい。
同意書の各設問の該当するどちらかに☑を入れて、担当課まで必ず提出してください。

Q 名簿の提供に同意したら、必ず助けてもらえるの？

A 大規模な災害では、公共機関や避難支援者も被災することがあります。名簿の登録で必ずしも避難支援を受けられるとは限りません。しかし、登録がないと地域での支援を受けることがより遅れるなどの可能性があります。日頃からの自宅の防災対策や積極的な周囲の方との良い関係づくりを心がけてください。

Q 名簿提供に同意しなかった場合や自分の状況に変更があった場合は、その後も同意はできないの？

A 「同意しません」と提出した後でも「同意します」に変更したい旨を申し出ていただき、再度同意書を提出いただければ、名簿に登録することができます。また、自分の状況に変更があった場合も、担当課まで申し出ていただき、再度同意書を提出していただくことで、名簿に登録することができます。一度同意された場合は変更の申し出がない限り、自動継続します。

Q 名簿提供に同意した後、施設などに入所した場合はどうすればいいの？

A 施設・病院などへの長期入所・入院の方は対象外となりますので、担当課までご連絡ください。在宅に戻られた場合は、もう一度同意書を提出していただくことで、名簿への登録は可能です。

Q 名簿情報が悪用されることはないの？

A 名簿情報は避難支援の目的のみに利用します。情報の提供を受けた避難支援等関係者には、法律に基づく守秘義務があり、個人情報の漏えいや紛失等がないよう、提供先と協定を締結するなどして、適正な管理をします。

●お問い合わせ先／高浜町 保健福祉課 福祉グループ

〒919-2201 高浜町和田117-68 高浜町保健福祉センター内

TEL 0770-72-5887 / FAX 0770-72-6109

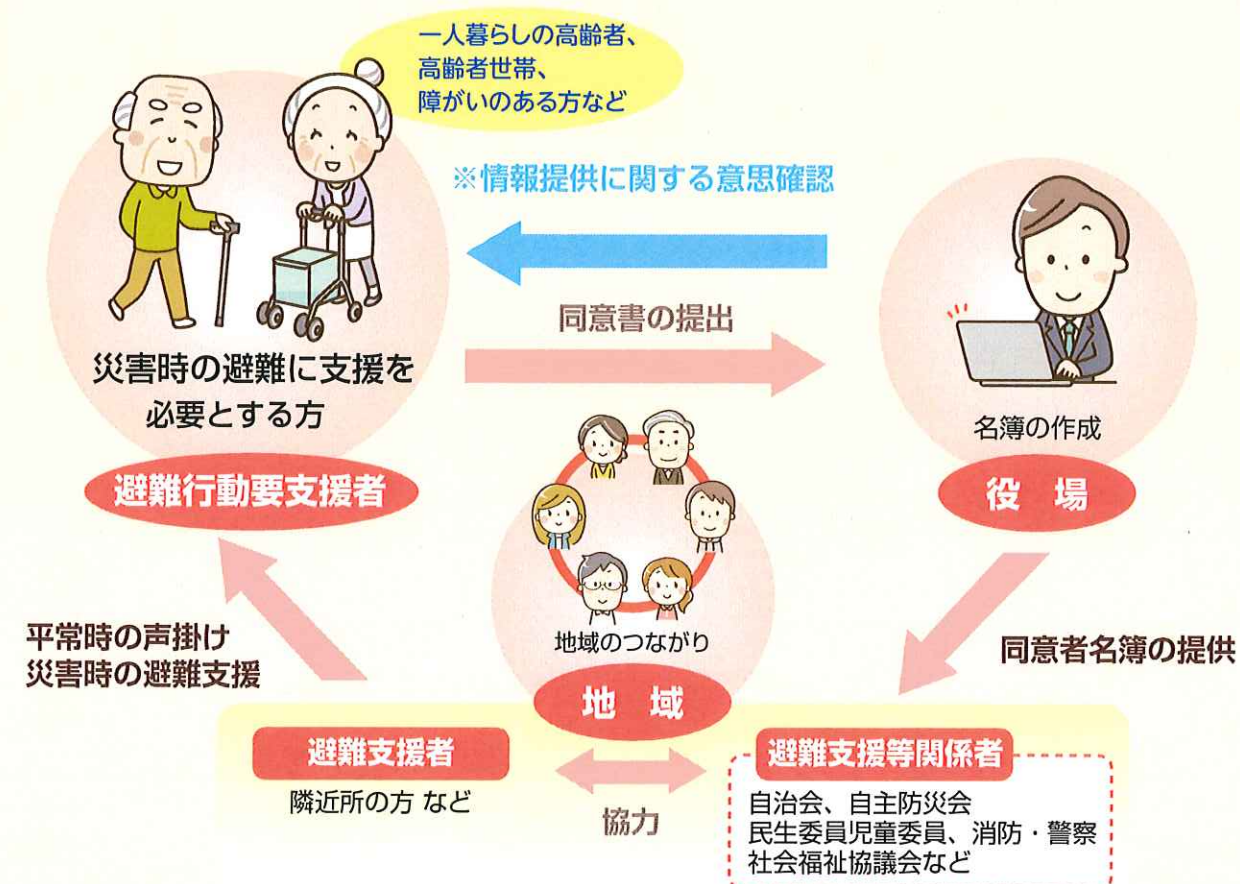
万が一、災害などがあつたら…
そんな時のことなど、考えてみませんか？

避難行動要支援者対象の方へ 同意書提出のお願いです!!

高浜町では、災害が発生したとき、自分ひとりで避難することが難しい高齢者や障がいのある方など（「避難行動要支援者」）が、災害時の避難支援等を可能な限り地域で受けられるような仕組みを地域の皆さんと一緒に、作りたいと考えています。

本年度は、避難行動要支援者対象者の皆様に、情報提供に関する意思確認（下図※）として、同意書をお送りいたしますので、ご回答のうえ、同封の返信用封筒にて保健福祉課 福祉グループまで提出をお願いします。

地域 みんなで防災に取り組む 助け合い・支えあいのしくみ



この同意は、災害発生時に避難の支援を受けられる可能性を高めるためのものです。

高浜町避難行動要支援者登録書兼同意確認書の提出をお願いします!!

詳しい内容は、中面をご覧ください。



防災にむけた地域の助け合い・支え合いのしくみづくりにむけて

町では、災害が起きた時、自分ひとりで避難するのが困難な避難行動要支援者の名簿を作成しています。

災害が発生したときは、この名簿を活用して安否確認などを行いますが、町の支援には限界があり、地域の皆様の協力が欠かせません。

そこで、日頃から消防・警察、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等（「避難支援等関係者」）と名簿を共有して、地域での見守りや災害時の避難支援に繋げるしくみづくりに取り組みます。

避難行動要支援者の対象となる人は

- ① 70 歳以上のひとり暮らし高齢者の人
 - ② 70 歳以上の高齢者のみで構成される世帯の人
 - ③ 要介護 3 以上の認定を受けている人
 - ④ 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている人
 - ⑤ 療育手帳 A の交付を受けている人
 - ⑥ 精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている人
 - ⑦ これらに準じる状態で、自ら支援が必要であることを申し出た人
- 上記の①～⑦のいずれかに該当する方とします。

ただし、家族から日常的に支援を受けることができる方又は福祉施設・病院等に長期入所・入院されている方は対象にはなりません。



避難支援等関係者（『避難行動要支援者名簿』の提供先）

● 区長（自主防災組織含む） ● 民生委員・児童委員 ● 社会福祉協議会 ● 消防機関 ● 警察

名簿の記載内容

- 氏名 ● 生年月日 ● 性別 ● 住所又は居所 ● 連絡先（電話番号など）
 - 避難支援等を必要とする事由
 - その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項
- ★名簿は、秘密の厳守、目的外の利用禁止などが堅持される団体のみに提供し、各団体に一律に提供するものではありません。



同意書の提出について

いざという時、避難行動などの支援を受けるためには、普段から避難支援等に携わる人と顔の見える関係を築いておくことが大切です。

そのための第 1 歩として、まずは支援を必要とする人の情報を地域にいる避難支援等関係者が把握しておく必要があり、その個人情報を提供するためには、支援を必要とする人からの同意が必要です。

★町から送付した『避難行動要支援者登録書兼同意確認書』に必要事項を記入のうえ、保健福祉課まで返信用封筒にて返送してください。

※今回、高浜町避難行動要支援者の対象となる方に送付しております。**同意・不同意にかかわらず、全員の方の提出をお願いします。**また、本人による記入が困難な場合は、代理の方が記入してください。

『避難行動要支援者名簿』の活用について

名簿は、災害対策基本法に基づき、**災害時用名簿**（名簿掲載者全員の分）と**平常時用名簿**（同意者分）の 2 種類を作成します。

災害時用名簿：災害時のみ活用される名簿で、要件に該当する方全員が登録されます。災害発生時は本人の同意がなくても、避難支援関係者に情報提供されます。

平常時用名簿：平常時から地域の支援体制の整備や見守り活動に活用される名簿で**情報提供に同意した方のみ**が登録される名簿です。この名簿は、**日頃からの声かけ・見守り活動、また避難訓練の実施などに活用され、災害時の支援を受けやすくなります。**



注意事項

地域に情報を提供したとしても、災害発生時には、提供された名簿の情報を利用した避難行動などの支援を受ける可能性は高まりますが、

災害の状況などにより、必ずしも支援を受けられるとは限りません。

支援する側も、まずご自身やご家族の安全確保が最優先となるため、可能な範囲での支援となります。

支援を希望される方自身も常に「**自分の身は自分で守る**」という「自助」の意識を持ち、積極的に地域の人と気軽に話ができる関係づくりなど自分でできることは日頃から準備しておきましょう。